

がっこうかんせんしょう とき がっこうほけんあんぜんほう しゅっせき ていし
 学校感染症にかかった時は、学校保健安全法により出席が停止されます。

けっせき
 (欠席にはなりません)

みず ひやくにちぜき ねつ 水ぼうそう、おたふくかぜ、百日咳、プール熱、 はやり目、風疹、はしか、急性出血性結膜炎、結核	しゅっせきていし 出席停止 ち しょうめいしょ ひつよう 治ゆ証明書が必要です。 (びょういん きにゅう しょうめいしょ 病院が記入する証明書)
しんがた かんせんしょう インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症	しゅっせきていし 出席停止 ち とどけ ひつよう 治ゆ届が必要です。
はつねつ か ぜしやうじやう ずつう いんどうつう ぜんそく いちやうえん 発熱、風邪症状(頭痛・咽頭痛など)、ケガ、喘息、胃腸炎、 せいりつう いちやう おうと ちゅうじえん じんましん かふんしやう 生理痛、胃腸からくる嘔吐、中耳炎、蕁麻疹、花粉症など つういん し か がんか ていきけんしん 通院(歯科、眼科などの定期健診)	びやうきけっせき 病欠欠席
かてい じじやう どうこうふあん 家庭の事情、登校不安	じ こつごうけっせき 自己都合欠席

ようし
 用紙は学校から渡します。

しんがた かんせんしょう かかわ しゅっせきていし
 ~新型コロナウイルス感染症に係る出席停止について~

しゅっせきていし
 つぎについては**出席停止**となります。

- しんがた かんせんしょう かんせん
 ◇ 「新型コロナウイルス感染症」に感染した。
- ほんにん かんせん うたが
 ◇ 本人が感染している疑いがある。
- しゅじい かんせんじやうきやう かんれん どうこう はんだん
 ◇ 主治医から、感染状況に関連して登校すべきではないと判断された。

しんがた かんせんしょう しゅっせきていしきかん
 《新型コロナウイルス感染症の出席停止期間》

はっしやう あといつか けいか しょうじやう けいかい あといちにち けいか
 「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」



のうこうせつしやくしや とくてい おこな どうきよ かぞく しんがた かんせんしょう かんせん
 ◇濃厚接触者としての特定は行われません。同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染
 したとしても**本人が感染していなければ出席停止とはなりません。**

はつねつ いた せきなど ふだん こと しょうじやう ばあい おり どうこう じたく きゆうやう
 ◇発熱やのどの痛み、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理して登校せず自宅で休養をす
 るようにしてください。

～インフルエンザと診断された場合について～

「インフルエンザ」になった場合は、出席停止となります。つぎの要領に従って手続きをおこなってください。

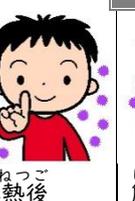
- ① インフルエンザで欠席する旨を学校に連絡する(治ゆ届をお渡しします)。
連絡帳に「いつから」「熱が何℃」「症状」「インフルエンザの型」などわかる範囲で書いてください。
- ② 出席停止となり、自宅で療養する。

《インフルエンザの出席停止期間》

「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」

- ※ 発症後5日とは…インフルエンザの症状が出現した日を発症日とし、その日は含めずに、翌日から5日間を経過するまでとなります。
- ※ 主治医の指示があった場合はこの限りではありませんが、特に医師からの指示がない場合は、記載の出席停止期間に従い、安静にすごしてください。
(ウイルスの排出期間は、発熱前1～2日から解熱後2日目頃までです。)

- ③ 快復して学校に登校するとき、「インフルエンザ治ゆ届」を提出する。
保護者の方がご記入ください(医師が記入する証明用紙ではありません)。

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後2日目に解熱	 はつねつ 発熱	 はつねつ 発熱	 げねつ 解熱	 げねつご 解熱後 1日目	 げねつご 解熱後 2日目	はつしょうご 発症後 5日以内 登校不可	 登校可能	 登校可能
発症後4日目に解熱	 はつねつ 発熱	 はつねつ 発熱	 はつねつ 発熱	 はつねつ 発熱	 げねつ 解熱	 げねつご 解熱後 1日目	 げねつご 解熱後 2日目	 登校可能

～連続4日以上欠席による給食費返金について～

家庭より、担任に前もって給食停止の連絡(土日を除いて連続4日以上)の申し出があった時のみ、給食費の一部を返金します。